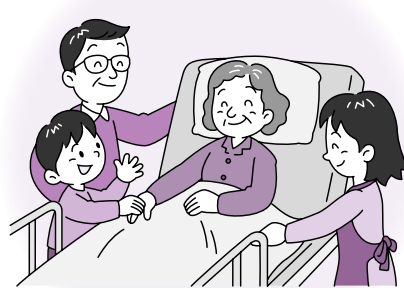


長寿医療制度(後期高齢者医療制度)と
国民健康保険に加入している方へのお知らせです

医療と介護、両方のサービスを利用して いる世帯の負担を軽減する制度が始まりました



高額医療・高額介護合算療養費制度

これまで、1か月間にかかった医療費と介護サービス費が高額になった場合は、高額療養費・高額介護サービス費がそれぞれ支給されてきました。その制度に加え、限度額適用後の医療費と介護サービス費を合算した額が、1年間で自己負担限度額を超えた場合、その差額を高額医療・介護合算療養費として支給します。

計算方法

この制度は、通常、毎年8月からその翌年の7月末までの医療保険と介護保険の自己負担をもとに支給額を計算しますが、制度の開始が平成20年4月からということで、今年度については次のように計算します。

(I) 平成20年4月から平成21年7月末までに自己負担があった場合

右表の(1)の基準額を超えた額を支給します。

(II) 平成20年8月から平成21年7月末までに自己負担があった場合

自己負担が右表の(2)の基準額を超えた額と、右表の(1)の額から計算した支給額とを比べ、大きい額の方を支給します。

- ・限度額を超える額が500円以下の場合、支給対象となりません。
- ・医療保険と介護保険で、どちらかの負担額が0の場合、支給はありません。

【世帯内の長寿医療制度加入者全員の額】

	(1)の額	(2)の額
① 現役並み所得者	89万円	67万円
② 一般	75万円	56万円
③ 低所得Ⅱ	41万円	31万円
④ 低所得Ⅰ	25万円	19万円

【世帯内の国民健康保険加入者全員の額】

70歳未満の場合

	(1)の額	(2)の額
① 上位所得者 合計所得600万円以上	168万円	126万円
② 一般 ①・③以外	89万円	67万円
③ 住民税非課税世帯	45万円	34万円

70歳～74歳の場合

	(1)の額	(2)の額
① 現役並み所得者	89万円	67万円
② 一般	75万円	56万円
③ 低所得Ⅱ	41万円	31万円
④ 低所得Ⅰ	25万円	19万円

- ① 現役並み所得者...窓口負担割合3割の方
- ② 一般.....窓口負担割合1割(③④以外)の方
- ③ 低所得Ⅱ.....住民税非課税世帯の方
- ④ 低所得Ⅰ.....住民税非課税世帯で世帯全員の所得が一定以下の世帯の方

支給対象者へのお知らせと申請手続きの注意点

平成22年1月ごろに対象者へは申請のお知らせをお送りします。保険年金課または各庁舎総合窓口課へ申請してください。

ただし、下記の 印の方には、“申請のお知らせ”ができない場合があります。また、以前加入していた医療保険・介護保険での自己負担額がわかるものが必要となりますので、以前加入していた医療保険・介護保険の窓口で自己負担額証明書の交付を受けて、申請書に添付していただくことがあります。

平成20年4月から平成21年7月までの間に、①市を越える転居をし、加入する保険が変わった方 ②他の医療保険(制度)から移ってきた方 ③長寿医療制度加入者で、住所地と介護保険の市町が違う方(介護保険住所地特例者)

申請窓口

基準日(7月31日)に加入していた医療保険の窓口
死亡により医療保険の資格を喪失した場合は、死亡時点で加入していた医療保険の窓口となります。



問北勢庁舎 保険年金課 T72-3829 F72-3334 / 問大安庁舎 長寿介護課 T78-3518 F78-1114